

● 出前講座のご案内（お申込みは生涯学習課まで。TEL：82-7150）

◆ 講座

	内 容	時 間	担 当
真岡市の水道	・事業の概要、給水人口、普及率、加入金について ・給水装置の維持管理及び漏水について ・水道の開栓・閉栓手続き及び水道料金について	40分	水道課 経営管理係
自然とくらしに やさしい下水道 （真岡市の下水道）	・下水道の目的・役割・しくみ・整備状況について ・類似施設（農業集落排水・合併処理浄化槽）について	30分	下水道課 業務係

◆ 施設見学会

	内 容	時 間	担 当
水道施設見学	水道施設（石法寺浄水場・高架水槽）の概要と見学	60分	水道課 浄水係
下水道施設見学	下水道施設（真岡市水処理センター）の概要と見学	60分	下水道課 水処理係

● 其他のお知らせ

	内 容
「口座振替」の登録	お支払いには「口座振替」をご利用ください。 毎月の支払いのために窓口に行く手間がなくなり、支払い忘れを防止することができます。
検針へのご協力	水道メーターは、2か月に1回、検針員が巡回して検針しています。 メーターボックスの上に物を置いたり、車を止めたりしないよう、ご協力をお願いします。
「水の日」の展示	8月1日の「水の日」にちなみ、真岡市役所にて水道・下水道に関する資料や部材の展示を行います。
下水道いろいろ コンクール 作品募集・展示 （令和8年度）	9月10日の「下水道の日」にちなみ、下水道に関する事で自由に発想・表現した作品を募集し、真岡市複合交流拠点施設monacaにて展示を行います。 【募集部門】絵画・ポスター部門／書道部門／作文部門／標語部門／新聞部門 【応募資格】市内の小・中学生 【応募方法】9月4日（金）までに市役所本庁舎2階下水道課窓口へ提出（郵送不可） 【展示期間】9月11日（金）から9月24日（木）まで ※応募規定や詳細は7月中に市ホームページに掲載します。

その他の事例については、ホームページの料金・使用料シミュレーション又は料金・使用料早見表をご確認ください。

【問い合わせ】真岡市水道課経営管理係
真岡市下水道課業務係
上下水道お客様センター

TEL 83-6209
TEL 83-8160
TEL 83-8166



市HP
ID 26390

水道料金と下水道使用料が変わります

安全・安心な水を未来へつなぐために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



漏水した水道管の修繕工事



老朽化した水道管からの漏水



劣化により下水道管内に水が侵入している様子



老朽化した水処理センターの設備

いつから・どのくらい変わるの？



いつから

令和8年10月使用分



どのくらい

平均約1.3倍

（平均改定率 水道料金26.8%、下水道使用料28.1%）



※ご使用のメーター口径や使用量により実際の料金・使用料は変わります

真岡市水道課・下水道課からのお知らせ

水道料金と下水道使用料が変わります

● 水道料金・下水道使用料の改定について

水道及び下水道事業は独立採算制を原則とする地方公営企業です。ご利用の皆さまの料金等の収入により経営しています。

真岡市の水道料金は32年間、下水道使用料は25年間変わらず経営を行ってきましたが、人口減少による料金等収入の減少や物価高騰・施設の老朽化による工事資材等費用の増加に対応し、将来にわたり安全・安心な水道・下水道サービスを安定的に提供していくため、水道料金と下水道使用料を改定します。

ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

料金等収入の減少や費用の増加が進行

- 人口減少による料金等収入の減少
- 物価高騰による維持管理費用の増加
- 施設の老朽化に伴う修繕・更新費用の増加

このままでは・・・ 10年後の収入と支出

収入	水道	・・・	4% 減
	下水道	・・・	3% 減
支出	水道	・・・	33% 増
	下水道	・・・	37% 増

料金・使用料を改定すると・・・

収入	水道	・・・	19% 増
	下水道	・・・	24% 増

将来にわたって安定したサービスを提供することができます

● いつから ～新しい水道料金・下水道使用料の適用時期～

令和8年10月使用分から新料金・使用料が適用されます。

検針月	令和8年							令和9年	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
適用	旧料金・使用料				新料金・使用料				

● どのくらい ～新しい水道料金・下水道使用料～

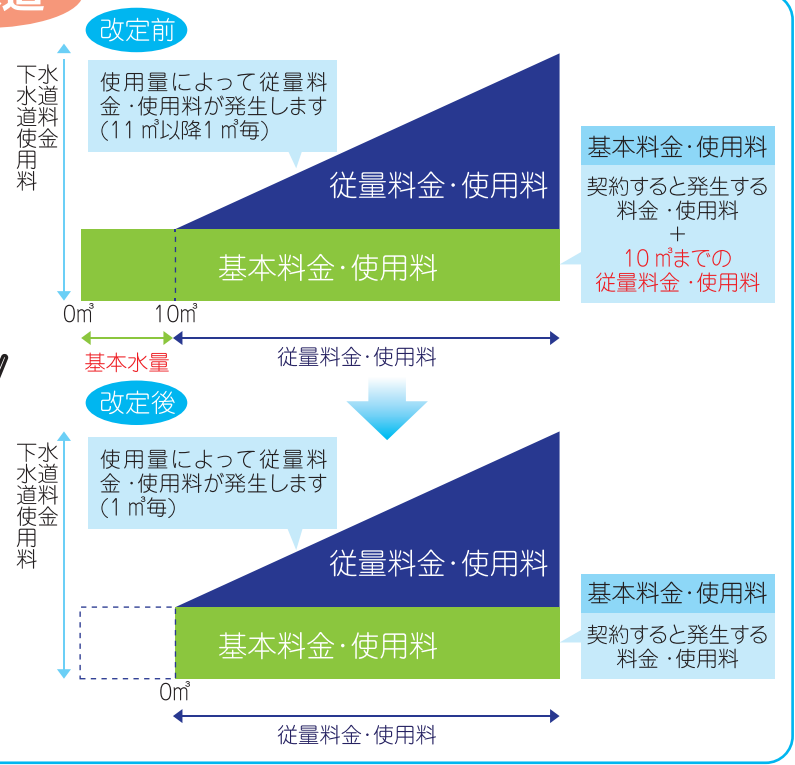
平均約1.3倍の改定となります。(平均改定率:水道料金26.8%、下水道使用料28.1%)
水道料金表は3ページ、下水道使用料表は5ページをご確認ください。

● どのように ～水道料金・下水道使用料体系の変更点～

変更点① 水道 下水道

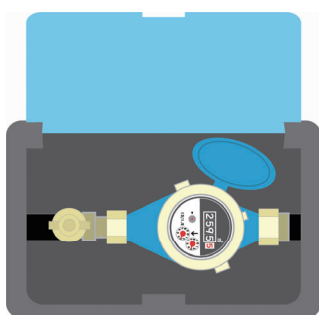
【基本水量の廃止】

基本料金・使用料に含まれていた10m³までの従量料金・使用料(基本水量)を廃止し、使用した分だけお支払いいただく料金・使用料体系に見直します。



変更点② 水道

使用しているメーターの大きさ(口径)ごとに基本料金を設定します。



変更点③ 下水道

水道水以外の水(井戸水など)の1人当たりの1か月分の使用認定水量を見直します。(農業集落排水は除く)

	改定前	改定後
水道水以外の水を使用	6m ³	8m ³
水道水と水道水以外の水を使用	3m ³ 加算	4m ³ 加算

水道料金について



新水道料金表(1か月分)※税込(円)

メーター 口径別	基本料金	従量料金(水量1㎡につき)				
		1-10㎡	11-30㎡	31-50㎡	51-100㎡	101㎡以上
13mm	1,430	13.2	253.0	264.0	283.8	314.6
20mm	1,540	13.2	253.0	264.0	283.8	314.6
25mm	2,750	13.2	253.0	264.0	283.8	314.6
30mm	3,300	13.2	253.0	264.0	283.8	314.6
40mm	3,850	13.2	253.0	264.0	283.8	314.6
50mm	6,050	13.2	253.0	264.0	283.8	314.6
75mm	13,200	13.2	253.0	264.0	283.8	314.6
100mm	29,700	13.2	253.0	264.0	283.8	314.6

水道料金の例(1か月分)※税込(円)

◆メーター口径13mmを使用している場合(主に一般家庭用)

モデルケース	使用量 (㎡)	改定前 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
1人世帯	8	1,540	1,535	-5
2人世帯	16	2,530	3,080	+550
3人世帯	24	3,938	5,104	+1,166
4人世帯	32	5,434	7,150	+1,716
5人世帯	40	6,930	9,262	+2,332
6人世帯	48	8,426	11,374	+2,948
7人世帯	56	10,054	13,604	+3,550

◆メーター口径20mmを使用している場合(主に一般家庭用)

モデルケース	使用量 (㎡)	改定前 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
1人世帯	8	1,540	1,645	+105
2人世帯	16	2,530	3,190	+660
3人世帯	24	3,938	5,214	+1,276
4人世帯	32	5,434	7,260	+1,826
5人世帯	40	6,930	9,372	+2,442
6人世帯	48	8,426	11,484	+3,058
7人世帯	56	10,054	13,714	+3,660

※上記の事例は、1人当たりの使用量を平均的な8㎡とした場合のものです。
実際の使用量により料金は変わります。

◆メーター口径40mmを使用している場合(主に事業所用)

使用量 (㎡)	改定前 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
50	8,800	14,322	+5,522
100	19,250	28,512	+9,262
150	30,800	44,242	+13,442
200	42,350	59,972	+17,622
250	53,900	75,702	+21,802
300	65,450	91,432	+25,982



その他の事例については、ホームページの料金早見表や
料金シミュレーションをご確認ください。



下水道使用料の
ページへ



水道料金の計算・検針票について

2か月ごとの検針で使用水量を確認し、水道
料金を計算しています。

検針の際には、
「使用水量・料金等のお知らせ(検針票)」をポ
ストに投函させていただきますので、ご自身の
メーター口径や使用水量は、検針票でご確認
いただけます。

- ①メーター口径(mm)
- ②2か月間で使用した水量(㎡)

※水道料金の例(4ページ)を確認する際は、
②の数値を2で割ってください。



▲ 使用水量・料金等のお知らせ ▲			
			様
お客様番号		口径	①
メータ番号		用途	
検針員			
	上 水	下水(農集排)	
今回指針	㎡	㎡	
前回指針(-)	㎡	㎡	
旧メータ使用量(+)	㎡	㎡	
使用水量	② ㎡	㎡	

下水道使用料について



新下水道使用料表(1か月分)※税込(円)

◆公共下水道・農業集落排水(真岡地区)使用料

基本使用料	従量使用料 (1㎡につき)	
1,210	1～10㎡	14.3
	11～30㎡	228.8
	31～50㎡	231.0
	51～100㎡	244.2
	101㎡～	259.6

◆農業集落排水(二宮地区)使用料

世帯割	人数割
1,984.4	882.2

●使用認定水量の見直しについて (※公共下水道のみ、農業集落排水は除く)

水道水以外の水(井戸水など)を使用している場合、水道メーターでの検針がないことから使用認定水量によって下水道使用料を算出しております。

真岡市の汚水処理量の1か月分の実績が1人当たり8㎡を超えていることから、下記の通り使用認定水量を見直します。

	改定前	改定後
1人当たりの使用認定水量	6㎡	8㎡
水道水と併用する場合の1人当たりの使用認定水量	3㎡加算	4㎡加算

下水道使用料の例(1か月分)※税込(円)

◆公共下水道・農業集落排水(真岡地区)に加入の場合

一般家庭の場合

モデルケース	使用量 (㎡)	改定前 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
1人世帯	8	1,320	1,324	+4
2人世帯	16	2,178	2,725	+547
3人世帯	24	3,366	4,556	+1,190
4人世帯	32	4,620	6,391	+1,771
5人世帯	40	5,940	8,239	+2,299
6人世帯	48	7,260	10,087	+2,827
7人世帯	56	8,646	12,014	+3,368

※上記の事例は、1人当たりの使用量を平均的な8㎡とした場合のものです。
実際の使用量により使用料は変わります。

50㎡以上使用の場合

使用量 (㎡)	改定前 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
50	7,590	10,549	+2,959
100	16,390	22,759	+6,369
150	25,740	35,739	+9,999

使用量 (㎡)	改定前 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
200	35,090	48,719	+13,629
250	44,440	61,699	+17,259
300	53,790	74,679	+20,889

◆農業集落排水(二宮地区)に加入の場合

モデルケース	改定前 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
1人世帯	2,618	2,866	+248
2人世帯	3,141	3,748	+607
3人世帯	3,665	4,631	+966
4人世帯	4,188	5,513	+1,325
5人世帯	4,712	6,395	+1,683
6人世帯	5,236	7,277	+2,041
7人世帯	5,759	8,159	+2,400



その他の事例については、ホームページの使用料早見表や使用料シミュレーションをご確認ください。



水道課・下水道課
からのお知らせ